


第 号  
令和 年 月 日

\_\_\_\_\_  
税務署長

酒 母 の 移 出 承 認 通 知 書

令和 年 月 日付で酒税法施行令第51条第2項の規定により申請のあった酒母の移出については、酒税法第44条第2項の規定により、下記の申請内容のとおり承認することとしましたので通知します。

記

種 別		
アルコール分（度）		
数 量 （ M L ）		
移 出 の 理 由		
移出しようとする期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間	
移出しようとする範囲	次の事項を遵守する範囲で酒母を移出します。 1 移入者を十分管理監督することとし、移出した酒母について一切の責任を負います。 2 移入者は、酒類製造者又は酒母等の製造者以外の者に販売しません。 3 移入者は、酵母の種類ごとの受払事績（受払年月日、数量及び販売先）を明確に記帳し、毎月分の酵母の受払事績を、移出者に通知します。	
移出製造場	所 在 地	
	名 称	
移出先の者	住 所	
	氏名又は名称	
移 出 先	所 在 地	
	名 称	
摘 要		